



(社) 国際空手道連盟 極真会館

世界総極真 東京 墨田道場

代表 石垣 楨彦

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 2-1-1103

Tel : 090-3155-5081 fax : 03-6206-2082

写真

ENTRANCE PLEDGE



入門誓約書



私儀、今殿貴道場に入門許可されました上は貴道場の規定（別紙）を遵守し、
平素の生活に於いても修行生として恥ずかしくない行動につとめ、
絶対に道場名を傷つけるようなことは致しません。
ここに忠実に自己の本分を守ることを誓います。

I, the undersigned, upon being permitted to join your dojo, will obey the rules of your dojo,
will endeavor to conduct myself in a manner befitting a student even in my daily life,
and shall never do anything to bring disgrace upon the dojo,
I hereby swear that I shall faithfully fulfill my duty.

フリガナ

Name

Seal

Guaranter

Seal

氏名

印

保護者氏名

印

(18歳未満の方)

Date of Birth

生年月日

年

月

日

Age

年齢

歳

Address

現住所 〒

—

Phone Number

電話番号

—

—

Mobile

携帯電話

—

—

E-mail

メールアドレス

@

Company or School Name

会社名 又は 学校名

Height

身長

cm

Weight

体重

kg

Special skills

特技

Hereditary Disease ・ Current Illness

病歴・持病歴（あれば記入必須）

What inspired you

to join Kyokushin ?

入門動機

(紹介・メディア・ホームページ・ブログ等も記入してください。)

Entrance Date

入門年月日

年

月

日



■入門及び稽古をお断りする方

- ・暴力団関係者、暴力団風に見える方、または犯罪歴のある方。
- ・刺青のある方。(但し、手の平大のファッションタトゥーなど、一部の例外を除くが当道場の判断に従う)
- ・医師から運動を禁止されている方、心身に大きな病気を抱えている方、伝染病または他人に感染する恐れのある疫病を有する方。
- ・飲酒や風邪を含む一時的な病気・体調不良などで正常な稽古が困難と判断した場合、回復するまで稽古の参加はお断りさせていただきます。
- ・上記以外に当道場が会員として相応しくないと判断した方。

■マナー及び規則について

- ・稽古に参加する時は出席簿に氏名を記入して下さい。
- ・スパーリングは行なかる時も、指導員の許可無しでは行わないで下さい。
- ・使用した用具は元の位置に返却し、練習終了後は使用した用具やスペースの掃除をお願い致します。
- ・購入した用具には名前を記入し、退館時には忘れ物に注意して下さい。
- ・忘れ物は当道場で保管しますが、2週間経ちますと処分させていただきます。(衛生上の理由により、当日で処分する場合があります。)
- ・道場内での紛失、盗難について、当道場では一切の責任を負いかねます。
- ・稽古の終了時間、閉館時間は厳守して下さい。
- ・道場の設備、備品は修行生の皆様が利用されます。丁寧な取り扱いをお願い致します。(破損行為については弁償して頂きます。)
- ・稽古中の自主トレは原則禁止です。(指導員の許可を得てください。)
- ・当道場会員様に対しての政治活動や営業活動、宗教活動等の勧誘行為は禁止致します。

■会費及びスポーツ安全保険について

- ・月会費は入会時に2ヶ月分お支払い頂きます。
(20日以降に入会の方は当月分を含め3ヶ月分となります。)
- ・月会費は入会3ヶ月目より口座引き落としとなります。
(別途、口座引き落とし手数料170円が加算されます。)
- ・月会費は前月の27日に口座引き落としとなります。
(27日が土日、祝日の場合は翌金融機関営業日となります。)
- ・月会費は道場の利用の有無、稽古の参加回数に関わらずお支払い頂きます。
- ・スポーツ安全保険は東京墨田道場管理下における稽古中の怪我に対する保険です。2年目以降は会費と共に、掛け金2,500円を毎年口座引き落としさせていただきます。
(指導員の許可のない自主トレ中の「スパーリング」「受け返し」等の怪我については、当道場は一切責任を負いかねます。万一の怪我の保障はスポーツ安全保険の範囲内で行い、スポーツ安全保険の範囲外の保障については、当道場は一切責任を負いかねます。)
- ・一度納入された入会金、会費、昇級・昇段審査費等は、いかなる場合も返還は致しません。
- ・各コース内容や金額などは、運営上または経済情勢等の変動に応じて、今後変更になる可能性があります。

■休会・退会・未納会費について

- ・休会、退会される場合は、「休会届」・「退会届」を前月の10日までに当道場まで届け出て下さい。
10日を過ぎますと翌月末の休会、退会扱いとなります。
- ・休会は毎月1,000円(+引き落とし手数料170円+消費税)の口座引き落としとなります。
- ・休会、退会届の提出がない場合は通常通りの会費請求となります。
- ・退会時に未納会費がある場合は、即時納入して下さい。また退会後に未納会費が判明した場合は、後日請求しますのでお支払い下さい。
- ・会費を3ヶ月滞納した場合は「未納退会」処分となり、退会後も3ヶ月分の未納会費の請求は納入されるまで行われます。
- ・再度の請求にも関わらず未納会費をお支払い頂けない場合は、法的手続きが取られることをご了承下さい。
- ・月会費が引き落としできなかった場合は道場責任者に直接現金でお支払い下さい。
- ・未納会費がある場合、その期間は稽古の参加ができません。
- ・当道場で得た資格(級・帯)は退会されると無効となります。
- ・退会された方が再入会される場合は入会金が必要となります。

■その他

- ・道場は大勢の方が利用します。互いにマナーやルールを守り、安全かつ健全にご利用下さい。
- ・他の会員様及び当道場に対して迷惑行為を行った方は、当道場判断で退会して頂く場合があります。
- ・空手は本来運動量の多い武道(スポーツ)です。
当道場はどなたでも取り組めるよう工夫していますが、初心者クラスでもある程度の運動量があることをご了承下さい。
- ・東京墨田道場は個人情報の重要性を認識し、その収集、管理方法に関して徹底するとともに、個人情報に適用される法令を遵守することに務めてまいります。
- ・当道場の会員に対しての物販販売及び営業目的とした行為は基本的に禁止致します。

上記の誓約事項をお守り頂けない場合、または後日違反事項が判明した場合は当道場判断で退会して頂く場合があります。ご了承下さい。

同意して頂ける方のみ署名、捺印をお願い致します。(入会者が18歳未満の場合は保護者の承諾が必要です。)

入会者氏名 _____ 印

保護者氏名 _____ 印